

<講座用テキストレジュメ用：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 29 年 4 月 10 日時点における情報です。
また、この情報は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 労働基準法

◎補正事項なし

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

改正後	改正前
(<u>670</u> 品目)	p59「ちょっとアドバイス！」1つ目の□の2行目。 (<u>640</u> 品目)

3. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
要介護状態にある配偶者、子、父母、 <u>孫、 祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母</u> の介護	p35「ここをチェック！」5段目ホ) 1行目。 要介護状態にある配偶者、子、父母、 <u>配偶 者の父母並びに同居し、かつ、扶養してい る孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護</u>
<u>105,130円、52,570円、57,110円、28,560 円</u>	p82「ちょっとアドバイス！」1つ目の□の 図表内「介護補償給付の額」掲出順。 <u>104,950円、52,480円、57,030円、28,520 円</u>

4. 雇用保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
至った日の翌日から、 <u>当該者に該当するに 至った日の直前の同項第1号に規定する基</u>	p49 図表左列2段目「申出期限」の1行目。 至った日の翌日から起算して1箇月以内

<p>準日（つまり、受給資格に係る離職の日）の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</p>	
<p>○120日 ○150日</p>	<p>p51「(1) 所定給付日数」の表中、算定基礎期間が「1年以上5年未満」の特定受給資格者。 ○30歳以上35歳未満である者 90日 ○35歳以上45歳未満である者 90日</p>
<p>下記【差替①】</p>	<p>p57「(2) 基本手当の支給に関する暫定措置（法附則4条）」は、全部差替え。</p>
<p>下記【差替②】</p>	<p>p61～62「8 給付日数の延長に関する暫定措置（法附則5条）」は、全部差替え。</p>
<p>下記【差替③】</p>	<p>p98「ADVANCE」図表内の【暫定措置】（法附則10条）は、全部差替え。</p>
<p>○修了した場合（待期期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る）に、～ ○訓練期間1か月未満の～</p>	<p>p105「ADVANCE」b)短期訓練受講費の①支給要件（則100条の2・3）。 ○修了した場合に、～ ○訓練期間1か月以内の～</p>
<p>～を利用した場合（待期期間が経過した後に保育等サービスを利用する場合に限る）に支給する。</p>	<p>p106「c)求職活動関係役務利用費」の支給要件（則100条の6・7）の4行目。 ～を利用した場合に支給する。</p>
<p>至った日の翌日から、当該者に該当するに至った日の直前の一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものをいう）又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して4年を経過する日までの間（この項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</p>	<p>p110「□*5（則101条の2の5）」【例外】の3行目。 至った日の翌日から起算して1箇月以内～</p>
<p>○65歳超雇用推進助成金</p>	<p>p140～141「ここをチェック！」図表内。 ○高年齢者雇用安定助成金</p>

<p>○<u>通年雇用助成金</u></p> <p>○<u>特定求職者雇用開発助成金</u>（<u>特定就職困難者コース助成金</u>、<u>生涯現役コース奨励金</u>）</p> <p>○<u>トライアル雇用助成金</u></p> <p>○<u>両立支援等助成金</u>（<u>再雇用者評価処遇コース助成金</u>等）（*女性活躍加速化<u>コース助成金</u>を除く）</p> <p>○<u>障害者トライアル雇用奨励金</u>は<u>廃止</u></p>	<p>（同助成金は<u>廃止</u>）</p> <p>○<u>通年雇用奨励金</u></p> <p>○<u>特定求職者雇用開発助成金</u>（<u>特定就職困難者雇用開発助成金</u>、<u>高齢者雇用開発特別奨励金</u>）</p> <p>○<u>トライアル雇用奨励金</u></p> <p>○<u>両立支援等助成金</u>（<u>中小企業両立支援助成金</u>等）（*女性活躍加速化助成金を除く）</p> <p>○<u>障害者雇用促進等助成金</u>（<u>障害者雇用安定奨励金</u>、<u>障害者トライアル雇用奨励金</u>等）</p>
<p>○<u>人材開発支援助成金</u></p> <p>○<u>両立支援等助成金</u>（<u>女性活躍加速化コース助成金</u>に限る）</p>	<p>p142「<u>図表内</u>」。</p> <p>○<u>キャリア形成促進助成金</u></p> <p>○<u>両立支援等助成金</u>（<u>女性活躍加速化助成金</u>に限る）</p>
<p>○（<u>法附則 14 条</u>）</p> <p><u>平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度における失業等給付等に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の 100 分の 10 に相当する額とするものとする。</u></p> <p>検討を行い、<u>平成 32 年 4 月 1 日以降</u>できるだけ速やかに、～</p> <p>○例えば、基本手当の場合、<u>本来負担すべき額 (1/4=25%) の 55% (つまり 13.75%)</u>であったところ、<u>同 10% (つまり 2.5%)</u>に引き下げられた。</p>	<p>p144「<u>ADVANCE</u>」。</p> <p>○a) <u>国庫負担に関する暫定措置 (法附則 13 条) は差替え。</u></p> <p>○b) <u>国庫負担に関する暫定措置 (法附則 15 条) の 1 行目</u> 検討を行い、できるだけ速やかに、～</p> <p>○同 b) の 3 行目以下、<u>差替え。</u></p>

【差替①】

ちょっとアドバイス!

特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）であって、受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（改正前は平成 29 年 3 月 31 日まで）の間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（就職困難者を除く）を**特定受給資格者**とみなして第 20 条、第 22 条及び第 23 条第 1 項の規定を適用する。

* 「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた（則附則 18 条）。

【差替②】

ここをチェック！

- 1) 受給資格に係る離職の日が平成 34 年 3 月 31 日以前である受給資格者（身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）である者及び特定受給資格者に限る）であって、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（個別延長給付を受けることができる者を除く）については、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができるものとする。
- 2) 1) の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、60 日（所定給付日数について、受給資格に係る離職の日において 35 歳以上 60 歳未満である特定受給資格者の区分に該当し、かつ、被保険者であった期間が 20 年以上である区分に該当する者にあつては、30 日）とするものとする。

ADVANCE

- 第 1 項の規定の適用がある場合における第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、「労働政策審議会への諮問」（法 72 条第 1 項）及び「船員に関する特例」（法 79 条の 2）の規定の適用については、「個別延長給付」のあとに「又は附則 5 条 1 項の規定による基本手当の支給（以下「地域延長給付」という）」などの文言を加える所要の整備が行われた（4 項）。

【差替③】

特定就業促進手当受給者に規定する再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条 2 項中「いずれか」（特定受給資格者に該当するものこと）とあるのは、「いずれか又は再離職について特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）」とする。

* 「厚生労働省令で定める者」は、雇止めにより離職した者とされた（則附則 23 条の 2）。

◆訂正表

正	誤
○全て 20352	p14～15「ここをチェック！」図表内の「行政手引番号」（改正時期の特定できず）。
○全て 20351	○雇用事業主が 2 以上の者・民間企業雇用者・国外就労者・国内在住外国人
○20303	○法人の取締役等・生命保険の外務員等・家事使用人・同居の親族・在宅勤務者
	○派遣労働者

○行政手引 20368 は削除	○短時間就労者
(則 101 条の 11 の 2 の 3)。	p129 (2)「育児休業」の延長：例外 □の 2 行目 (則 101 条の 11 の 2)。

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】 (1,000 分の 9)	p36「ここをチェック！」1つ目の□と図表を、 <u>差替え</u> 。 ○2つ目の□の2行目 (1,000 分の 11)
1,000 分の <u>9.5</u> から 1,000 分の <u>17.5</u> まで 1,000 分の <u>11.5</u> から 1,000 分の <u>19.5</u> まで 1,000 分の <u>12.5</u> から 1,000 分の <u>20.5</u> まで 1,000 分の <u>9</u> から 1,000 分の <u>17</u> まで 1,000 分の <u>11</u> から 1,000 分の <u>19</u> まで 1,000 分の <u>12</u> から 1,000 分の <u>20</u> まで	p36～37「ADVANCE」 ○(1)雇用保険率の弾力的変更（法 12 条 5 項・7 項）の条文内、(2)も <u>同じ</u> 1,000 分の 11.5 から 1,000 分の 19.5 まで 1,000 分の 13.5 から 1,000 分の 21.5 まで 1,000 分の 14.5 から 1,000 分の 22.5 まで ○(2)雇用保険二事業に係る率の弾力的変更（法 12 条 8 項・9 項）の条文内 1,000 分の 11 から 1,000 分の 19 まで 1,000 分の 13 から 1,000 分の 21 まで 1,000 分の 14 から 1,000 分の 22 まで
*注) <u>雇用保険率の変更に伴い一般保険料率も変更となるが、事例内の数値は、あくまでも「事例」として理解してほしい。</u>	p36「Outline」の事例。
○平成 <u>29</u> 年 ○ <u>9.0%</u> ・ <u>2.7%</u>	p89「ADVANCE」②延滞金の割合の図表内。 ○平成 28 年 ○ <u>9.4%</u> ・ <u>2.8%</u>

【差替①】

□平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間の雇用保険率は、次のとおりである（平 29.4.1 厚労告 170 号）。

	平成 29 年度保険料算定分		
	雇用保険率 (前年度)	事業主負担分 (うち雇用保険二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	9/1,000	6/1,000 (3/1,000)	3/1,000

	(11/1,000)		
農林水産の事業 清酒製造の事業	11/1,000 (13/1,000)	7/1,000 (3/1,000)	4/1,000
建設の事業	12/1,000 (14/1,000)	8/1,000 (4/1,000)	4/1,000